

事例番号:320030

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

4回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 1 日

3:00 頃- 痛み、性器出血あり

5:15 搬送元分娩機関を受診

5:21 超音波断層法で胎盤肥厚、胎児心拍数 100 拍/分の徐脈、臍帯動脈
拡張期血流の途絶を認める

6:20 常位胎盤早期剥離の疑いで母体搬送され当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 1 日

6:30- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少ないし消失、反復する遅発一
過性徐脈を認める

7:47 常位胎盤早期剥離の疑いで帝王切開により児娩出

7:48 胎盤娩出、凝血塊排出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 1 日

(2) 出生時体重:2188g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.732、PCO₂ 102.0mmHg、PO₂ 9.7mmHg、
HCO₃⁻ 12.8mmol/L、BE -28.8mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、新生児痙攣
- (7) 頭部画像所見:
生後 18 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床の信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 1 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 3 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ:助産師 3 名、看護師 5 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離によって胎児低酸素・酸血症をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 1 日の 3 時頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関に妊娠 35 週 1 日に来院した妊産婦の症状(痛み、性器出血)

および超音波断層法所見(胎児徐脈、胎盤の肥厚)より、常位胎盤早期剥離疑いと診断したことは適確である。

- (3) 搬送元分娩機関から当該分娩機関へ母体搬送としたことは選択肢のひとつである。
- (4) 常位胎盤早期剥離疑いに対して、搬送元分娩機関において子宮収縮抑制薬(リトドリン塩酸塩注射液)を点滴投与したことは選択肢のひとつである。

2) 分娩経過

- (1) 当該分娩機関での入院時および入院後の対応(バイタルサイン測定、超音波断層法、分娩監視装置装着)および常位胎盤早期剥離疑いのため帝王切開を決定したこと、妊産婦と家族へ帝王切開について説明、書面にて同意を得たことは適確である。
- (2) 帝王切開決定から1時間17分後に児を娩出したことは一般的ではない。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液の投与、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

当該分娩機関が高次医療機関であることを踏まえ、帝王切開決定から児娩出までの時間を短縮することが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】とくに帝王切開決定から児娩出までに1時間17分を要した要因を検討し、短縮するために人員・設備や診療体制を見直すことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。